5.264
移動衛星業務による400.15―401MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第５号第１附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。
5.265（未使用）
5.266
移動衛星業務による406―406.1MHzの周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第31条参照）。
5.267
406―406.1MHzの周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。
5.268
宇宙研究業務による410―420MHzの周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による５㎞の範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角をδ、参照帯域幅を４kHzとした場合に、0°≦δ≦５°に対しては－153dB（W／㎡）、５°≦δ≦70°に対しては－153＋0.077（δ－５）dB（W／㎡）、70°≦δ≦90°に対しては－148dB（W／㎡）を超えてはならない。無線通信規則第4.10号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から宇宙）は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。
5.269
業務の種類の地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標定業務に対する420―430MHz及び440―450MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.270
付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420―430MHz及び440―450MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。
5.271
付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420―460MHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務（電波高度計）にも分配する。
5.272（未使用）
5.273（未使用）
5.274
代替分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430―432MHz及び438―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。
5.275
付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア及びスロベニアでは、430―432MHz及び438―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.276
付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも、430―435MHz及び438―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.277
付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。
5.278
業務の種類の地域差：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する430―440MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。
5.279
付加分配：メキシコでは、430―435MHz及び438―440MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。
5.279A
地球探査衛星業務（能動）のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＳＡ．1260―１に従うものとする。さらに、432―438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務（能動）は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。
この脚注の規定は、地球探査衛星業務（能動）が無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。
5.280
ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433.05―434.79MHzの周波数帯（中心周波数433.92MHz）は、産業科学医療（ＩＳＭ）の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯におけるＩＳＭ装置の運用は、無線通信規則第15.13号の規定に従うことを要する。
5.281
代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433.75―434.25MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）に分配する。
5.282
435―438MHz、1260―1270MHz、2400―2450MHz、3400―3410MHz（第二地域及び第三地域に限る。）及び5650―5670MHzの周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表（無線通信規則第5.43号参照）に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第25.11号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による1260―1270MHz及び5650―5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。
5.283
付加分配：オーストリアでは、438―440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）にも分配する。
5.284
付加分配：カナダでは、440―450MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。
5.285
業務の種類の地域差：カナダでは、無線標定業務に対する440―450MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。